

日本の改革は司法改革から



HNS (人間・自然・科学) **研究所**

〒690-0046 島根県松江市乃木福富町735-188 松江湖南テクノパーク内

TEL 0852.32.3636 FAX 0852.32.3620

E-mail akio@komatsuelec.co.jp HPアドレス <http://www.hns.gr.jp>

金権弁護士を法で縛れ

なかぼう こうへい
中坊 公平 (弁護士)

特権の上にあぐらをかき、口先だけで人権擁護を叫ぶ独善集団。
まず弁護士改革なくして司法改革はありえない。

私はこの8月、3年間務めた住管機構（住宅金融債権管理機構。今年4月より整理回収機構）の社長を退任し、今は大阪で一人の弁護士としての活動に戻っております。

私も今年70歳。本来ならば「平成の鬼平」という名誉あるあだ名も返上して、孫に囲まれ隠居生活といきたいところですが、私にはまだ、やり残したことがある。それが「司法改革」です。私はこれに、残された弁護士人生を賭けるつもりでおります。

「司法改革」といわれてもみなさんにすぐにぴんとこないかもしれません。同じ改革でも、政治改革や行政改革に比べるとマスコミの扱いも地味です。政治のここがいかん、行政はこうあらねばという問題意識は多くの方が共有していると思いますが、司法のどこに問題があり、どう改めるべきなのか、あまり興味をもたれていないのが現状です。しかし私は、司法のあり方を正すことこそが、日本にとって今もっとも大事なことだと思っています。司法改革抜きにして、21世紀の日本像は描けないのです。

まずは、私が近年関わった裁判の中で特に印象深かった1件をお話ししましょう。

平成2年9月、大阪・新地の小さなスタンドバーの入っている木造の建物が原因不明の火災で焼けました。家主は、建物が焼失——焼失といっても焼けたのは全部ではありません——してしまったのだから賃貸契約そのものが成り立たなくなる、とバーのママに対し賃借部分の明け渡しを求める裁判を起こした。私とそのバーに20年来通っていた縁から、うちの事務所の若い弁護士が裁判を担当することになったのですが、1審では賃借した建物そのものがなくなったと見なされて敗訴してしまう。私はこれじゃいかんと、同じく常連だった何人かの年寄り弁護士たちに声をかけ弁護団を結成しました。言うなれば「たそがれ弁護団」ですな。

1審判決はママさんに対し、火事が起きて以降の家賃を払った上で立ち退きなさい、という苛烈なものでした。しかしママさんは昭和40年に賃貸契約を結んだ時に数百万円の権利金を払い、以来何十年も店だけを生きるよすがとして、60歳をこえるその年まで頑張ってきたわけです。店を奪われたら彼女は路頭に迷うしかありません。しかも火事自体、不審火の疑いが残る。当時は地上げ目的の放火を請け負う

「焼き屋」なる人々がいて、手口としてはネズミにガソリンをかけ、火をつけて建物を飛び込ませたりしたそうですがね。まあ証拠は残りません。いずれにしても釈然としない火事でした。

そんな背景に配慮をしめすことなく、裁判所は立ち退き料も何もなくただママに出ていきなさいという。一方大家は店子を全部追い出したので建物を取り壊し、土地を売り払って莫大な利益を得ることができる。もちろん火災保険もおりる。1審判決はそんな不条理を権力の名において許すものだったのです。

しかしそれで世間は納得しますか。あまりに市民感情とかけ離れた判決ですよ。だからわれわれたそがれ弁護団は、大石内蔵助になった気持ちでご公儀に弱者の論理を訴えようと思った。こんなこと言ったらなんですけれど、皆年寄りですから今さら裁判所によく思われよう、なんて色気もない。「老人力」を発揮できる立場にいたわけです。

私は控訴審で大阪高裁に提出した意見陳述書の中で、次のように訴えました。「私は正直言いまして、1審判決を前にした時に体が震えるような怒りを覚えました。余りにも非情な判決ではないかと。(略)建物が火災にあったとき、ママは自宅でスヤスヤ寝ていたのです。もちろん火災に遭うことに何の過失もありません。このように全く罪のない者が、事実上死を意味するような罰を、権力の名において、判決において受けなければならない。はたしてこれが、本当に司法を実質的に考えたときに許されることでしょうか。私は決してそうではないと信じるのであります。(略)確かにこの事件は小さな事件であります。しかしそこで今問われているのは司法の信頼であり、司法のいう正義が問われているのだと思っております(後略)

果たして大阪高裁は我々に逆転勝利の判決を下し、今年、最高裁もそれを支持してくれました。

それでも私は、1審判決を読んだ時の怒りが今もおさまっていない。単に「いや、不運でしたな」で片付けられていいことと、それ以上のものがある場合の見極めが、裁判所と市民感情とであまりに乖離していると思うのです。「市民の、市民による、市民のための司法」であらねばならぬのに、裁判所が市民感情を持ち合わせていないのでは話になりません。私はその原因に、今の司法制度そのものを見るのです。

しかし責められるべきは裁判所だけではない。私たち弁護士にまず問題があるのです。

弁護士は自らの仕事のパイを広げよ

私は常々、弁護士改革こそ司法改革の登山口だ、と訴えています。それは弁護士がわが国の法曹人口2万人の九割ちかく(弁護士1万7千人、裁判官2千人、検察官千人)を占めていることももちろんありますが、弁護士が市民と司法とを結ぶ接

点、司法全体を富士山とすれば裾野の存在だからです。弁護士のあり方は司法のあり方を決定的に規定します。弁護士改革なくしては裁判を市民の側に引き戻すことはできない。そして私は、おのれが弁護士であるからこそ、今の弁護士のあり方に大いに疑問を抱いているし、自己批判をしなけりゃならんと思っています。

この7月に、内閣直属の機関として「司法制度改革審議会」がスタートしました。その目的は設置法に謳われている通り、まさに「21世紀の社会で司法が果たすべき役割を明らかにする」ことであり、私も委員の一人として名を連ねています。10月に開かれた4回目の会合で私が述べたこととあわせて、私の弁護士改革のビジョンを申し上げます。

弁護士は何かにつけて自らの存在を「在野方曹」と定義します。確かに少なくとも裁判所や検察と比べたら権力者ではないし、その存在基盤は市民の側に置かれていると言えるのかもしれない。しかし「在野法曹」なる言葉が観念的なお題目に陥っていて、本音の部分では官の側、権力の側に振れてはいないか。つまり「お大師様の前の土産物屋」と揶揄されるように、裁判所の前に店を構え、立ち寄るお客だけをあてにする存在になり下がっているきらいがあるのです。また、口では人権、人権と言いながら腹の中では金儲け主義に陥っている弁護士が多くいるのも事実です。

弁護士は法律事務の独占を認められています。そして弁護士会の自治もまた、保障されている。しかしその特権に見合うだけの役割を果たしているでしょうか。

まず、弁護士自身の情報をちゃんと市民に向けて発信すべきでしょう。例えば私は、弁護士会の構成員、つまり弁護士個人個人がどういう分野を得意としていて、弁護士仲間からどんな評価を受けているかなどを、市民にはっきりと提示すべきだと考えます。A弁護士は不動産関係に強く、Bは離婚訴訟の経験が豊富だ、というように。またCは非行が多いとか、依頼者からの苦情が多いなどと。

報酬についての情報もしかりです。私は平成2年から4年にかけて日弁連（日本弁護士連合会）の会長を務めていた時に、市民委員を招いて弁護士の報酬の透明化を推進しました。それまで着手金、成功報酬、相談料などの報酬規定は弁護士会が作っていた。しかし仕事を独占した上で報酬も自分たちで決めるということで、いったい世間に対して説得力をもちますか。

また、一部の弁護士は、法曹人口を増やすことに抵抗してきました。国民7千人につき弁護士が1人、という我が国の現状はいくらなんでもひどい。もちろん裁判官も検察官も足りない。私は、一説に弁護士が百万人いるともいわれるアメリカが適切かどうかはともかく、法曹人口3万人のフランスは参考になると考えています。総人口がフランスの倍の日本だったら6万人、つまり今の3倍という計算になります。私の日弁連会長当時に年間の司法試験合格者は5百人になり、その後7百人、近々千人になります。徐々に増えてきてはいますが、それでも十分な数の弁護士を

得るまでの道程は遠い。

依然として弁護士人口が増えることに強い懸念を抱いている弁護士たちの論理は、私からみれば、今我々が飯を食えているからこそ弁護士法1条に謳われた「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という使命に力を傾けることができる、弁護士人口が増えて1人当たりのパイが減ったらその余裕もなくなるではないか、というものです。

しかし私に言わせれば、そんな発想では到底来世紀の弁護士像は描けない。小さいパイにたくさんたかると分け前が減る、なんてケチ臭いこと言わないで、パイを大きくする方法を今考えるべきではないか。そしてその方法とは、弁護士が積極的に社会的活動の場に出ていくことであり、また公益的な職務へ目を向けることだと私は思います。今あるパイを仲間内で仲よく分けあって腹を満たしているままでは、弁護士はやがて独善の集団に陥るしかない。

弁護士が積極的に社会に飛び込んで、そこに活動の場を求めていきやすくするために、私は弁護士法30条（兼職及び営業等の制限）の改正を訴えています。今の法律では、弁護士は議員以外の公職にはほとんど就けないし、国立大学の先生にもなれない。これでは社会的活動といってもおのずから限界がある。

私は、弁護士はもっと社会の中で「使える」存在だと思うのです。自分で言うのは口幅ったいですが、私程度でも住管機構という株式会社の社長として、退任する直前の今年6月には毎日40億のお金を回収していた。しかも公正で透明な手続きによってです。国民に2次負担をかけないために住専法の改正を提案し、それについて国会の大蔵委員会に出向いて答弁もしてきた。言葉だけじゃなく、弁護士はこんなことができるぞと、行動でもって示してきたつもりです。

法曹一元と陪審制の意義

弁護士法1条の1項には「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」とあります。その2項では「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」としています。私はこの「職務」とは単に受任事件を処理することではなく、具体的に地域社会の法的需要にこたえ、その利益のために奉仕することを含むものと理解しています。この趣旨を明確にするために、必要ならば同項の改正も考えてよいと思います。

この公益への奉仕とは、具体的には当番弁護士、国選弁護人などの人権擁護活動や、法律相談などのプロ・ボノ（無料奉仕）活動などを指します。そしてもちろん、弁護士の裁判官への任官もそこに含まれる。すなわち裁判官を弁護士経験者などが

ら選任する、いわゆる「法曹一元」の実現です。

法曹一元は司法改革において最も古く、そして新しい課題です。現在の裁判所は中央集権型の官僚組織であり、地域社会に基盤をもっていない。裁判官はその土地その土地にしっかりと根をおろすことのないまま、数年ごとに各地への転勤を繰り返す。それはユーザーたる市民に顔を向け、地域社会のために裁判を行うにはおよそ似つかわしくない制度です。ましてや裁判官が官僚組織中央の意向をうかがい、自分の昇進に気を使うようになっては、裁判の独立は揺らぎ、裁判官の良識は市民感情からかけ離れ、またぞろ変な判決が出てきかねない。

その点で法曹一元は、裁判官の非官僚制を保ち、また弁護士の公益的職務への参加の1つの手段にもなるという、一挙両得の制度なのです。しかしこれには最高裁の根強い反対がある。ピラミッド形の中央集権、そして司法研修所を出たばかりの若者を判事補からじっくり育てていくキャリアシステムが確立されている今の形を壊したくないということなんだろうが、私はなんとしても実現するべきだと思います。

「裁判に時間がかかりすぎる」との声があります。私に言わせれば複合汚染です。裁判官や弁護士の数が不足していることに加え、審理の仕方に問題がある、制度不備もある、といった具合に。弁護士のほうでも、集中審理ができる事務所態勢や、仕事の仕方の変革が必要です。そうしないと審理の充実どころか、陳述書に頼って証人の数を制限したり、尋問時間を極端に制限したりと、促進に偏った審理を横行させることとなります。審理は形骸化し、当事者にも傍聴者にも、法廷で何をしているのかさっぱり分からない裁判になる。

それに、日本でも陪審制度を導入したあかつきには、刑事事件でも民事事件でも、短期間で結論を出すために集中審理でやらなければならないのです。法廷において陪審員が理解できるように、充実した弁論や証人調べが必要ですが、もちろん私は、迅速と適正のために、証拠開示などの制度改革も必須だと前々から考えていました。

陪審制は、市民と司法との間の距離を縮めるため、また裁判所の判決を市民の良識に沿ったものにするために非常に有効な手段です。現在の裁判の大きな穴は、証拠から事実を認定する際に、ただ裁判官の自由心証にのみ拠っているところにあります。判決が10あれば10、集められた証拠を総合して判断するにこれこれの事実が認定できる、それに反する証拠は採用しない、そう書いています。今やその形以外の判決にはまずお目にかかれぬ。

そうやって認定した事実の上に立って法律を適用する作業があるわけですが、その、一番重要な、証拠から事実を認定する過程は最後まで裁判官の頭の中にしまい込まれたまま。もちろん彼らは良心に従ってやってはいるでしょう。でも法律の専門家であることと、正しい事実認定ができることとは、本来何の関係もないのです。一般社会での経験に乏しい、難しい司法試験に受かったというだけの彼らの判断が、

果たして市民にとって全面的に信頼するに足るものだと断言できるでしょうか。

法律の素人でも、ある事実があったかどうかの判定はできるはずですが。この証人は嘘言うとするとか、これはほんまのこっちゃとか、むしろ素人の方が分かることさえ言えるんじゃないですか。アメリカでは被告の人権と陪審員の人種構成との関係が評決に影響を与えるのではないかと長く問題になってきましたが、それでも陪審制を頑として守ってきた背景には、まさにその市民の判断への信頼が根底にある。ところが日本では万事につけお上依存でしょう。判事様が決めたことだからじゃない、と。それではいつまでたっても司法が市民のものにはならないのです。

アメリカでは、被告人が無罪を主張する場合に陪審法廷を開催し、有罪を認める場合には、早期に刑をどのようなものにするかの手続きに移行する制度になっていると聞き及びます。仮にこのような制度を我が国でも導入するとしたら、被告人が正しい選択を行うため、当然、弁護人による助言が不可欠です。それには全国津々浦々で弁護士が活動しなければならない。過疎地での活動が経済的に困難であれば、弁護士会や公の支援で公的な事務所を作って、その活動を確保しなければならない。こうした公的な事務所には、使命感を持った弁護士が大勢いることが大事ですね。

法律扶助制度や法律相談にしても、全ての弁護士が担うとともに、公的な事務所を作ってその活動を支えていくことが必要でしょう。

今の弁護士の中で、どれだけ多くの方がこうした公益的な活動に意義を見出すか。私は、これは義務化してでもやらしてもらわなければならないと思っています。

弁護士になってはいけない者たち

弁護士という職業はある特性ゆえ、非常に高い基準での自己規制が要求されます。その特性とはお医者さんやお坊さんと同じで、ありていに言えば人の不幸を飯のタネにしているということです。お医者さんは人の病気、お坊さんは人の死、そして弁護士は人のトラブルを金に換えることで職業として成り立っている。我々のお客さんはハナから弱みを抱え、「先生、助けてください」とやって来るのだから、依頼者と被依頼者が対等の関係にはなりにくい。つまり弁護士がその弱みにつけ込んでお金儲けに走ろうと思えばできる、という危険性を常に孕んでいるわけです。

だから私は、弁護士はプロフェッショナルでなければいけないと考えています。決してビジネスオンリーの職業であってはならない。報酬もお布施、つまり依頼者の感謝の意の表明であると考えべきです。そう言うとならば霞を食って生きているわけじゃない、きれいごとを言うなど反発されそうですが、私は自分の経験からして弁護士はお布施で充分飯を食っていけると思う。金は追い求めるから逃げらるんであって、無欲でやっていたらいろいろな形でお布施はあるのですよ。

あとで述べますが私が森永訴訟の弁護団長を無報酬で引き受けた時、大企業と国

を相手に回してこんな大々的な裁判を闘ったら、アカ弁護士のレッテルを貼られ、今後の企業相手の仕事に差し支えるかも知れへんなどちょっとためらった。でも実際には顧問先は2、3軒減っただけで、ほとんどは残っていただいた。

今ではあまり言われなくなってしまったようですが、かつて医者や学校の先生は聖職とされていました。同じように私は、弁護士もまた聖職であれと言いたい。もちろんそれは聖職であることからくる責任を自覚し、それにふさわしく我が身を律せよ、ということです。聖職だから社会に対してふんぞり返る、という意味では決してありません。

司法修習生を見ていると、時に暗澹たる思いに駆られることがあります。たかだか司法試験に受かっただけの彼らが、「公共的使命を腹の底から考えている弁護士などいるはずがない」と決めてかかっているのです。全部そうだとは思いたくないんですが、お金万能主義の風潮が修習生に染みついてしまっているのでしょうか。

それではダメなんです。私は国民の一人として、そんな人には司法に関わってもらいたくないと思う。社会の片隅にまで法による正義を行き渡らせるために貢献する気概と情熱を持った人を、一人でも多く法曹に迎えることは、未来に対する私たちの責任なのです。

ではどうすべきか。病根は深いと見ています。司法試験に合格してからでは遅い。その前の法曹を志す段階が重要です。その段階で法曹の責務や使命とは何かをじっくり考えてもらって、公的な役割を果たす気持ちのない人はやめてもらうべきです。私が、大学での教育の再評価とその役割の再構築を軸として、法曹養成のあり方を根本的に変えなければいけないと主張するのは、そういう思いからです。

また、中には俺はたくさん金を稼ぎたいから難しい司法試験に挑み、弁護士になるんだ、そのどこが悪いという人もいるかもしれない。でも私はそういう弁護士を否定する。人の不幸に関与する職業からは、金だけを目的にする人間を排除しなければならないと考えるのです。

と、今でこそ信念をもって言えますが、昔、そう30年くらい前までは私もいわゆるビジネス弁護士でした。法廷技術には自信があって裁判もあまり負けないし、お金もぎょうさん儲かった。昭和45年には、戦後最年少の40歳で大阪弁護士会の副会長にもなった。まあ、私が一番有頂天になっていた時代です。

その高くなった鼻をいっぺんにへし折られ、また裁判で勝つだけではない、ましてや金ではない弁護士という職業のもつ幸福に気づかされたのは、昭和48年に就任した森永砒素ミルク中毒事件の被害者弁護団長の経験を通じてでした。今の私に至る原体験であり、そして法とは、裁判とは何なのか、に改めて思いを致すことになる、いわば「遅く来た青春時代」だった。

森永訴訟で私が学んだこと

この裁判は、砒素化合物の入ったミルクが飲んだがために、20年近くも後遺症に苦しんできた被害者とその家族が、企業と国に損害賠償を求めたものです。私は被害者のお宅を1軒1軒訪ね歩く過程で、企業や国を批判したり、他者に救いを求めるより、「母乳の出ない女が母親になるべきではなかったんです……」とひたすら自分を責めることで、納得という救済を得ようとする被害者の母親たちの存在を知った。

なぜ被害者の母親がいわれなき自責の念にかられなければならないのか。それは世間が冷たいからですよ。僕ら弁護団が損害賠償の請求額を1人当たり一律1千万円とした時、被害者の会から1千万円は多過ぎる、千円にしてくれという声が上がった。世間様から、不幸に乗じて金儲けしようとしている、と見られるのがたまらんといいわけです。この構図は昭和60年、豊田商事の破産管財人を引き受けた時にも見られた。被害者たちは詐欺商法に引っ掛かっただけでなく、世間から、欲ボケじじいと欲ボケばばあの末路だ、という心ない声が浴びせられる。2重の苦しみを負ってしまうのです。

我々森永訴訟の弁護団は、もちろん裁判に勝ち、被告の法的責任を明らかにしたいと思って活動しました。しかし被害者の方々にとって責任の所在うんぬんという形式より重要なのは、やはり恒久的な救済策であり、しかもそれを早急に実現することだった。やがて法廷での我々の主張と、法定外での被害者たちの思いがかみ合わなくなってきました。そして私は、より明確な責任の追及を求めていきり立つ弁護団の若い弁護士たちと、弁護団への不信感を募らせる被害者の会との間で板挟みにあいノイローゼになり、本当に苦しんだ。ご飯を口に入れてもそれが途端に砂に変わるような気がし、全く喉を通らずブワッと吐き出してしまう。駅のホームに立っていて、入ってくる列車にスーッと飛び込みたくなる衝動にかられもした。まさに極限まで追い込まれたのです。

ちょうどその頃、大阪空港騒音公害訴訟の最終口頭弁論に、応援弁論をしに行く機会がありました。そこで弁護団長の木村保男さんが分厚い最終準備書面を指さして言った言葉を私は終生忘れないでしょう。「裁判長、この最終準備書面には私たちの命が込められているのです。」私はそれを聞いて本当に泣けた。涙が止まらなかった。木村さんも私も、それぞれの事件に命をかけて取り組んでいること、そしてそれは単に裁判で勝つより、金儲けをするより、はるか高い次元にある弁護士という職業のもつ幸福なのだ、ということを実感できたのです。

弁護士は、依頼者との関わりにおいて常に一線を画し、第三者として適切なアドバイスをする立場であるべきだ、というのが一般的な考え方です。それは確かに一面の真理だと思う。しかし依頼者と同じ目線でものを見、同じ心情に浸って彼らの

気持ちを理解しなければ、真の弁護活動はできないのではないかと私は森永訴訟をはじめとする現場経験を通して痛感します。そしてつとに指摘されているように、法の支配が確立される社会には、依頼者の権利のために精力的に活動する独立した弁護士の存在が不可欠なのです。

しかし依頼者の権利のためには何をやってもよいということではない。少なくとも弁護士の自律的な行為規範の問題としていえば、どこかで一線を引かなければならないこともまた事実。弁護士とは常にそのジレンマを抱え、してよいことといけないことを厳密に精査しながら行動すべき職業であることを、深く肝に銘じなければならぬと思います。

さて、私なりの弁護士のあるべき姿をお話ししました。弁護士改革を登山口とし、21世紀の司法は変わっていかなければなりません。現在の司法制度は金属疲労を起こして久しい。長すぎる裁判もそう、市民と縁遠い存在になってしまったこともそうです。

そもそも司法は、社会の中で本来どういう役割を果たすべきか。私はそれは船で言えばアンカー（錨）の役割だと思っています。民主主義は時として熱狂や暴走を引き起こす。だからそれを防ぐ仕組みがビルトインされなければならない。司法は民主主義社会の安定装置なのです。立法や行政からはやや引いた立場で、社会を合理的に運営し、安定させることができるのです。

加えて、社会を透明化させる作用があります。法廷という公開の場で、1つの基準、すなわち法律に基づいて審理をし、判決を導き出すという司法の仕組みは、その過程においても透明だし、結果として社会を洗浄して濁りを防ぎ、クリアなものとする事ができる。あれほど意味がない、意味がないと言われながら裁判の公開原則が貫かれている意義も、まさにそこにあります。

しかしながら今の日本社会は透明ではない。濁っていてすべてのプロセス、結果が見えにくい。それはかつて私が「2割司法」と表現したように、司法の機能が十分に働いていないからです。その中で行政だけがぬけぬけとおおのれの意図を貫徹している、それが現代日本です。

今こそ司法は、その透明化作用、ディスクローズする力を発揮しなければならない。私は住管機構の社長に就任した時、これから毎月記者会見を開くと宣言しました。そうしたらお役人さんたちが、そんなこととんでもない、中坊さんおやめなさい、調子いい時はそれでもいいけど、不利な立場になったらどうするんですかと言う。でも私は、まずいことを隠すから国民は怒るんであって、ありのまま見せれば必ず納得してくれると考えていたのです。仮に旧住専七社の不良債権処理のため、国民に更なる負担をかける結果になったとしても。私の住管機構社長としての姿勢はまさに、ディスクローズの力に立脚したものであったのです。

裁判の本質は奈辺にあるのか

私が今、公的に司法改革に関わっている舞台として、先程も述べた「司法制度改革審議会」があります。審議会の委員13人のうち、法曹関係者は3人だけです。広島高裁の長官をやっておられた藤田耕三さん、元名古屋高検検事長の水原敏博さん、それに私。あとは学者さんが数人と、経済界や諸団体などの、つまり民間の人。この人選は、今回の審議会の目指すものがまさに「利用する側からの司法改革」であるという理念に基づくものでしょう。

昭和37年から2年間、今回と同じく内閣直属の「臨時司法制度調査会」が設けられ、法曹一元化が検討されたことがありました。しかしこの時のメンバーは裁判官、検察官、弁護士に国会議員。その議員もほとんどが弁護士出身だった。つまり当事者同士が利害の対立を抱えたままいたずらに議論を闘わせ、結局何も決まらないまま終わってしまったのです。

昭和45年の裁判所法一部改正の際には「今後、司法制度の改正にあたっては、法曹三者（裁判所、法務省、弁護士会）の意見を一致させて実施するように努めなければならない」という附帯決議が行われました。つまり、司法に関することは法曹三者が合意した上で国会へ持ってこい、というわけです。

これが、法律を作ることと法曹三者との関係を、妙な形で規定してしまった。司法は独立した存在だからみだりに立法権が介入するのはよくない、だからまず司法の枠内で法曹三者の合意があるべきだ、それはもっともなことではあるのですが、法曹三者の独善を許す趣旨のものではなかったはず。当事者が互いの主張を唱えて譲らず、全く妥協点を見いださないという構図。結果として改革が先送りになってしまった。つまり法曹には自己改革能力が欠けていたと言わざるを得ません。

その意味で今回、民間に比重を置いた審議会のメンバー構成としたこと自体は、私も大いにいいことだと思っています。

しかしながら、法律の素人、あるいは現場をご存じでない方が大半を占める審議会においては、大きな落とし穴に陥る危険性があることも指摘しなければならない。つまり、ともすれば事務局主導型の審議会になってしまいかねない、ということです。

審議会の事務局には最高裁、法務省、弁護士会に加え、大蔵省や文部省などから人が出ている。つまり法曹三者と官僚、というお定まりの構造になっているわけです。審議会の委員たちがそれぞれ利用者の声と言えれば聞こえはいいが、思いつきの意見を尋ねられるがまま述べるにとどまり、最終的には法曹、官僚主導の結論に導かれてしまうのではないかと、という危惧を私は抱いています。

だからこそ私のような委員、素人ではなく、かつ自分の出身母体——私の場合は日弁連ですが——の利害から離れた立場でものを言える人間の存在価値は大いにあ

と思っています。スケジュールは全て審議会の日程を中心に組み、老骨を捧げるつもりです。

裁判の本質とは何か。私はこれまでこの問いをいろんな立場の法曹にぶつけてきました。最高裁の判事に聞いたこともあります。しかし何だ青臭い質問を、と思われたのか知らないが、まともに答えてくれる人はあまりいなかった。たまに答えてくれた人があっても真実の発見だろう、などという。しかし私に言わせれば、真実なんて裁判においても結局のところ分かりはしないですよ。本当に殺したのか殺してないのかなんて、最終的には当人以外には絶対知り得ない。

私は、数々の現場経験を踏まえ、裁判の本質は「納得」というところにあると思っています。真実を最終的に決定するものではないし、まして勝ち負けでもない。心に、体に傷を負った人が判決をもらうことでどれだけ納得できるか、救われるか。つまるところ裁判の価値はその一点に収束すると思います。

人を納得へ導く司法。そのために裁判官は市民の心と離れてはならないし、弁護士も自己変革していかなければならない。私は「Our Town, Our Court, Our Lawyers」(我々の町、我々の法廷、我々の法曹)という言葉が非常に好きなのですが、まさに市民が司法を「我々の」ものと思え、双方が同じ価値を共有できるようにすることこそが、司法改革の目的だと思っています。

(文藝春秋 平成11年12月号より)

〈提言〉

日中、信頼回復への通

平成10年2月19日、島根県八束郡鹿島町の恵曇漁港に中国からの「集団密航」がありました。

その中に、李雪梅さんという25歳の妊婦が含まれていました。出入国管理法違反（不法入国）の罪に問われた李さんは、日本に来たのは中国の人口抑制策の下では2人目の子供を出産できず、「第2子出産のための緊急避難だ」と主張。

7月22日、松江地方裁判所で1審判決があり、長門栄吉裁判官は検察側の懲役1年の求刑に対し、密入国行為は有罪としながらも「心情は同情に値し、酌量すべき余地は大きい」と「刑免除」の判決を言い渡しました。李さんは、判決直後、出産を理由に広島入国管理局から1ヵ月間の仮放免の許可を得、島根県内の身元保証人に引き取られました。

これに対し、松江地方検察庁は判決を不服として、8月1日、理由を明らかにしないまま控訴。

その後、8月31日、李さんは松江市立病院で女兒を出産。女兒は日本国籍は取れませんでした。

弁護士の水野彰子弁護士は、国に李さんの難民認定（国籍のある国で社会的・政治的に迫害される恐れがある外国人が生活保護などの面で日本人と同じ待遇が受けられる保護制度）を申請していました。しかし、9月29日、広島入国管理局（法務省）は申請を不認定としました。これにより、10月末で在留期限が切れ、女兒ともに強制退去させられる可能性が出てきました。このため、李さんは10月1日、不認定に異議申し立てをしました。

強制送還の対象となった後も仮放免は認められていたため、李さんは島根県を出て、東京都内のボランティアグループの寮に身を寄せていました。その後、病気になり入院、女兒を児童相談所に預けました。ところが、平成11年1月8日、病院で診察を受けた後、ボランティアの付添人に「外の空気を吸ってくる」と言い残したまま、「日本語も話せない、所持金もない」という状態で失踪。女兒は児童相談所に預けられたままとなりました。毎月行う更新手続きの期日である1月20日になっても行方知れずで、28日には仮放免の期限も切れました。

2月15日、広島高裁松江支部（角田進裁判長）で、被告人不在のまま控訴審の初公判が行われました。その中で、弁護側は「この先の身の振り方に不安を抱き、将来を悲観した」と失踪の理由を説明、就労目的の逃走ではないことを強調しました。裁判は即日結審し、判決は4月26日の予定でしたが、4月19日、「判決を直接言い渡すべき被告人が不在」ということで、無期延期となりました。

戦前、中国に日本軍が侵攻、そして敗戦の混乱時に、大陸には多くの日本人「残留孤児」が残されました。当時の厳しい政情と衣食住が極度に欠乏する中、中国の人々は自分の子供と偽って日本人の孤児を育ててくださいました。また、官憲の皆様も日本人の子供と知りながら、それを公にされませんでした。「戦争中、中国で残酷な行為を働いた日本人の子供とわかれば、どんな迫害に遭うかわからない。また成長した後、正業に就くことも難しくなる」との思いから、中国人の子供として育てていただいたはずです。

このような歴史的経緯と、近年、地域レベルでも姉妹都市縁組み等たくさんの方々の努力と費用をかけ、官民あげて国際親善が推進されている現状を考えれば、衣食住の満ち足りた現在の島根県で誕生した女兒のいる李雪梅さんに対して示した島根県司法当局（松江地検・裁判所・弁護士界）の対応は、国際親善に対するこれまでの努力を無にするものです。それにとどまらず、「人間としての基本的要件を備えていない」と言われても仕方ありません。

有罪か無罪か、刑の執行か免除かを論ずる以前に、日本の地で生を享けた女兒の将来について思いをめぐらせたことがあったでしょうか。母親が法廷の場に立たされたということ自体が、その子にとって、中国に帰ろうと日本で生きようと、あるいは世界のどこで生活しようと「国を捨てた密航者の子供」というレッテルが生涯つきまとうことを意味します。また、その女兒が将来出産する子供もまともな人生を歩むことが不可能になります。

憲法の根本的精神である「基本的人権の尊重」の意味を体得していれば、李雪梅さんを裁判にかけられないはずで、仮に起訴されたとしても、それを受理してはならず、弁護士も最初に「子供の将来を考えれば、この問題は法定で扱うべきではない」と主張すべきではなかったでしょうか。

特権意識だけ肥大化し、自分の発言や行為が相手や周囲そして国際関係にどのような影響を及ぼすか考えることもできない、人間性の欠落した人々の集団「島根県司法界」……戦後の経済発展の過程でエコノミックマニアルといわれ世界で孤立化が進む中であって、今回の対応により、国家の要である司法界の実態が全国・世界に発信されてしまいました。

このように司法界の言動が一般社会と乖離する要員はいろいろありますが、なかでも社会との接点である弁護士界に大きな問題があるように思われます。独占禁止法に違反した弁護士料の協定料金制度、弁護士会に所属しなければ弁護活動が不可能な閉鎖性、徒弟制度としての「いそろう弁護士制度」、一度資格を取れば一生審査がない「終身弁護士免許」。きわめつけは、島根県の弁護士会は、「非合法的な利益供与」として、裁判所内に弁護士事務所「待合室」という私的利益の提供を受けているという事実です。

これらにより、司法界内部の癒着が進み、裁判制度が司法界に属する人達の權益

と金儲けの道具になっているのが実態です。このため、裁判官、弁護士同士の馴れ合い体質を生み、かつ顧問弁護士制度を通じて政・官・財が癒着、社会を蝕む根源的理由となっています。

このような司法界の現状を放置すれば、島根県民・日本人全てが世界の人々に非人間的集団とみなされてしまいます。国民がこういうことを見過ごすことが戦争勃発の遠因となってきたことは歴史が示す通りです。世界唯一の平和憲法を持つ日本は、この点を最も重要視すべきではないでしょうか。

ここに、「国籍法を改正し、李雪梅さんの女兒に日本で初めての2重国籍実現」を提言します。成人に達するまで2重国籍を認め、制約のない生活環境を保証すべきです。

成人に達した後、子供本人に国籍選択権を行使させるのが、基本的人権を標榜する国家の本来のあり方ではないでしょうか。これを機会に、日本でも国籍について非論理的な「血統主義」から「出生地主義」へ転換・2重国籍実現を提唱いたします。

アメリカでは国内で生まれた子供はアメリカ国籍を取得できる「出生地主義」を取っています。これに対して「血統主義」の日本では、父親だと思われる人が外国籍の場合、日本国内で産まれた子供でも日本国籍を取得できません。最近、ドイツでは血統主義から出生地主義へ転換し2重国籍を認めようという議論が高まり、すでにフランスやベルギーでは帰化における2重国籍を容認しています。そんなことをすると、海外から膨大な数の人々が日本に押し寄せ、国内秩序が混乱すると危惧する人々がいます。

しかし、「出生地主義」への転換は、日系企業のアジアでの発展が急速に進み、食糧の70%以上、エネルギーの95%を輸入に依存、高齢化が進む日本が世界で生きていく上で必要不可欠ではないでしょうか。双方の文化を理解する人が日本国内に出現し「架け橋」として活躍するようになれば、最近世界的に話題になっている『文明の衝突』でハーバード大学のハンチントン教授が述べているような日本の孤立化と滅亡の回避につながります。

過去の歴史を踏まえることなく、「外国人が増えれば国内秩序が混乱する」ということばかりを強調するような、ものごとを長期的、多面的、根源根元的に考えることのできない不見識な人々や、たとえわかっているにもかかわらず自己保身から何も発言せず、行動にも移せない無責任な人々が、日本では司法界を筆頭に支配的な地位に就いています。その弊害が子供の問題をはじめ、現在起きている深刻な社会問題の元凶になっているといっても過言ではありません。

第2次大戦中、ドイツの一般大衆は、時の政府がユダヤ人に対して残虐行為を働いていたことをそれとなく知っていたにもかかわらず、何も行動を起こさなかったことが、人類史上例のない大量虐殺につながったのは周知のことです。

同様のことは、日本でも起きました。戦前、支配的な地位にある人たちの不見識と無責任を国民が放置した結果、軍部の暴走を許し、経済的困窮に陥り、満州事変、第2次世界大戦へと突入、最近大きな問題になっている「731細菌部隊」に代表されるような非人間的な行為の末に、人類史上唯一の被爆国となってしまいました。

今を生きる日本人・島根県民の義務と責任において、この運動を進めることは、李雪梅さんの子供の未来への道を拓き、日中信頼回復、そして世界の中で信頼される国（小淵総理のめざしておられる「有徳国家」）への第1歩と確信します。法治国家である以上、社会改革は司法界から始まるしかありません。とめどなく不祥事が続くのは、今までこの部分にメスが入れられなかったからにほかなりません。

これを機会に新しい日本をつくるべく議論の輪を広げ、未来への道筋を見つけようではありませんか。世界的な激動期の今起ち上がらなければ手遅れになります。

(記名・無記名問いません asyura@green.hns.gr.jp)

——最大の加害者は最大の被害者である——

(太陽の國 I ZUMOより)

妊婦の難民申請認めず

鹿島の中国人集団密入国

広島入国「迫害の裏付けなし」 管理局

日本で第二子を出産するため、二月に高根県鹿島町に集団で密入国したとして、一番で入管難民法違反罪ながら刑を免除された中国人李雪梅被告三氏が申請していた難民認定について、広島入国管理局は二十九日まで、中国で出産による迫害を裏付ける具体的な証拠がないとして、申請を不認定とした。同被告は合法的に国内に滞在できなくなり、入管に再審査を求め異議申し立てする意向を固めた。

同被告は、今後の仮放免申請の結果や控訴審に関係なく、八月三十一日に高根県内で出産し、十月末で在留期限の切れる女兒とともに強制退去させられる可能性もある。担当の水野彰子弁護士は「不認定の理由があまりに納得しかねる」と不満を表した。

刑事裁判では同被告側は「緊急避難」による無罪を手廻。松江地裁は七月、「被告や胎児の生命、身体に差し迫った危険があったための行為で、同情に値する」として刑の免除を言い渡し、松江地検が同判決を不服として控訴している。

難民認定申請の通知は、本人が出向いて直接確認することが条件。李被告はこの日、松江市母衣町の広島入管松江出張所を水野弁護士らとともに訪ね、担当者から結果を聞いた。併せて一月月間の仮放免申請の更新手続きを取った。

難民認定は、国籍のある国で社会的、政治的に迫害される恐れがある外国人が、生活保護などの面で日本と同一待遇が受けられる保護制度。法務省によると、日本への密航者が出産を理由に難民申請したのは初めて。李被告側は、中国で女兒を産んだ後に強制中絶を

受けており「再び中絶するのは嫌だった」などと、異例の「温情判決」も出たことで、難民申請に対する同省の判断が注目されていた。入管によると、今年八月末現在、全国で八十四件の申請に対し八件が認定された。しかし年間五千件から二百五十件程度の申請があった平成六年から昨年にかけ、毎年一件の認定にとどまり、厳しい審査結果が出ている。